

安全管理規程

令和 8 年 4 月 1 日

たどつ汽船株式会社

目次

第 1 章	総則
第 2 章	経営トップの責務
第 3 章	安全管理の組織
第 4 章	安全統括管理者及び運航管理者等の選解任並びに代行の指名
第 5 章	安全統括管理者及び運航管理者等の勤務体制
第 6 章	安全統括管理者及び運航管理者等の職務及び権限
第 7 章	安全管理規程の変更
第 8 章	運航計画、配船計画及び配乗計画
第 9 章	運航の可否判断
第 10 章	運航に必要な情報の収集及び伝達
第 11 章	運送に伴う作業の安全の確保
第 12 章	輸送施設の点検整備
第 13 章	海難その他の事故の処理
第 14 章	安全に関する教育、訓練及び内部監査等
第 15 章	雑則

第1章 総則

第 1 条（目的）

この規定は、経営トップが定める明確な安全方針に基づき、社内に安全最優先意識の徹底を図り、全従業員がこれを徹底して実行すべく、当社の使用する旅客船（以下「船舶」という。）の業務（付随する業務を含む。以下同じ。）を安全、適正かつ円滑に処理するための責任体制及び業務実施の基準を明確にし、もって全社一丸となって運送の安全を確保することを目的とする。

第 2 条（用語の意義）

この規定における用語の意義は、次表に定めるところによる。

番号	用語	意義
(1)	安全マネジメント態勢	経営トップにより、社内で行われる安全管理が、あるべき手順及び方法に沿って確立され、実施され、維持される状態
(2)	経営トップ	事業者において最高位で指揮し、管理する個人又はグループ
(3)	安全方針	経営トップがリーダーシップを発揮して主体的に関与し、設定された輸送の安全を確保するための会社全体の意図及び方向性
(4)	安全重点施策	安全方針に沿って追及し、達成を目指すための具体的施策
(5)	安全統括管理者	経営トップの中から選出した、輸送の安全を確保するための管理業務を統括管理する者
(6)	運航管理者	船長の職務権限に属する事項以外の船舶の運航の管理に関する統括責任者
(7)	運航管理員	運航管理者以外の者で船舶の運航の管理に従事する者
(8)	副運航管理者	特定の区域内にある船舶の運航の管理に関し、運航管理者を補佐し、かつ、運航管理者の職務のうち特定の職務を分掌する者
(9)	運航管理補助者	運航管理者又は副運航管理者の職務を補佐する者
(10)	運航管理者代行	運航管理者が職務を執行できないとき、その職務を代行する者
(11)	副運航管理者代行	副運航管理者が職務を執行できないとき、その職務を代行する者
(12)	陸上作業員	陸上において、旅客又は車両の整理、誘導等の作業に従事する者
(13)	船内作業員	船舶上において、旅客又は車両の整理、誘導等の作業に従事する者
(14)	運航計画	起終点、寄港地、航行経路、航海速力、運航回数、発着時刻、運航の時期等に関する計画
(15)	配船計画	運航計画を実施するための船舶の特定、当該船舶の回航及び入渠、予備船の投入等に関する計画
(16)	配乗計画	乗組員の編成、勤務割り等に関する計画
(17)	発航	現在の停泊場所を解らん又は抜錨して次の目的港への航海を開始すること
(18)	基準航行	基準経路を基準速力により航行すること
(19)	港内	港則法に定める港の区域内（港則法に定めない港については港湾法の港湾区域内、港則法及び港湾法の適用のない港については社会通念上港として認められる区域内）。ただし、港域が広大であって船舶の運航に影響を与えるおそれのない港域を除く。

(20)	入港	港の区域内、港湾区域内等において、狭水路、閘門等を通航して防波堤等の内部へ進航すること
(21)	運航	「発航」、「基準経路及び基準速力による航行の継続」又は「入港（着岸）」を行うこと
(22)	反転	目的港への航行の継続を中止し、発航港へ引き返すこと
(23)	気象・海象	風速（10 分間の平均風速）、視程（目標を認めることができる最大距離。ただし、視程が方向によって異なる場合はその中の最小値をとる。）及び波高（隣り合った波の峰と谷との鉛直距離）
(24)	運航基準図	航行経路（起終点、寄港地、針路、変針点等）、標準運航時刻、航海速力、船長が甲板上の指揮をとるべき区間、その他航行の安全を確保するために必要な事項を記載した図面
(25)	船舶上	船舶の舷側より内側。ただし、舷てい、歩み板、シップランプ等船舶側から属具又は施設を架設した場合はその先端までを含む。
(26)	陸上	船舶上以外の場所。ただし、陸上施設の区域内に限る。
(27)	危険物	危険物船舶運送及び貯蔵規則第 2 条に定める危険物
(28)	陸上施設	岸壁（防舷施設を含む。）、可動橋、人道橋、旅客待合室、駐車場等船舶の係留、旅客及び車両の乗降等の用に供する施設
(29)	車両	道路運送車両法第 2 条第 1 項に規定する「道路運送車両」
(30)	自動車	道路運送車両法第 2 条第 2 項に規定する自動車であって、2 輪のもの以外のもの

第 3 条（運航基準、作業基準、事故処理基準及び地震防災対策基準）

この規定の実施を図るため、運航基準、作業基準、事故処理基準及び地震防災対策基準を定める。

- 2 船舶の運航については、この規定及び運航基準に定めるところによる。
- 3 旅客の乗下船、車両の積込み、積付け及び陸揚げ、船舶の離着岸等に係る作業方法、危険物等の取扱い、旅客への遵守事項の周知等については、この規定及び作業基準に定めるところによる。
- 4 事故発生時の非常連絡の方法、事故処理組織、その他事故の処理に必要な事項については、この規程及び事故処理基準に定めるところによる。
- 5 地震が発生した場合又は津波警報等が発せられた場合には、地震防災対策基準に定めるところにより、地震防災対策を実施するものとする。

第2章 経営トップの責務

第 4 条（経営トップの主体的関与）

船舶による輸送の安全確保のため、経営トップは次に掲げる事項について主体的に関与し、会社全体の安全マネジメント態勢を適切に運営する。

- （1）関係法令及び社内規定の遵守と安全最優先の原則の徹底
- （2）安全方針の設定
- （3）安全重点施策の策定及び確実な実行
- （4）重大な事故等に対する確実な対応
- （5）安全マネジメント態勢を確立し、実施し、維持するために、かつ、輸送の安全を確保するために必要な要員、情報、輸送施設等を確実に使用できるようにすること
- （6）安全マネジメント態勢の見直し

第 5 条（経営トップの責務）

経営トップは、確固たる安全マネジメント態勢の実現をはかるため、その責務を的確に果たすべく、次条以下に掲げる内容について、確実に実施する。

- 2 経営トップは、事業の輸送の安全を確保するための管理業務の実施範囲を明らかにする。

第 6 条（安全方針）

経営トップは、安全管理にかかわる当社の全体的な意図及び方向性を明確に示した安全方針を設定し、当社内部へ周知する。

- 2 安全方針には輸送の安全確保を的確に図るために、次の事項を明記する。

- （1）関係法令及び社内規定の遵守と安全最優先の原則
- （2）安全マネジメント態勢の継続的改善

3 安全方針は、その内容について効果的・具体的な実現を図るため、経営トップの率先垂範により、周知を容易かつ効果的に行う。

- 4 安全方針は、必要に応じて見直しを行う。

第 7 条（安全重点施策）

安全方針に沿って、具体的な施策を実施するため、安全重点施策を策定し実施する。

- 2 安全重点施策は、それを必要とする部門や組織の階層グループがそれぞれ策定し、その達成度が把握できるような実践的かつ具体的なものとする。
- 3 安全重点施策は、これを実施するための責任者、手段、日程等を含むものとする。
- 4 安全重点施策を毎年、進捗状況を把握するなどして見直しを行う。

第3章 安全管理の組織

第 8 条（安全管理の組織）

この規程の目的を達成するため、次のとおり安全統括管理者、運航管理者及び運航管理員を置く。
(別紙のとおり)

第4章 安全統括管理者及び運航管理者等の選解任並びに代行の指名

第 9 条（安全統括管理者の選任）

経営トップは、経営トップに位置づけられ、海上運送法施行規則第7条の2の2に規定された要件に該当する者の中から安全統括管理者を選任する。

第10条（運航管理者の選任）

経営トップは、安全統括管理者の意見を聴いて海上運送法施行規則第7条の2の3に規定する要件に該当する者の中から運航管理者を選任する。

第11条（安全統括管理者及び運航管理者の解任）

経営トップは、安全統括管理者又は運航管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該安全統括管理者又は運航管理者を解任するものとする。

- (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき
- (2) 身体の故障その他やむを得ない事由により職務を引続き行うことが困難になったとき
- (3) 安全管理規程に違反することにより、安全統括管理者又は運航管理者がその職務を引続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき

第12条（運航管理員等の選任及び解任）

経営トップは、安全統括管理者及び運航管理者の推薦により運航管理員を選任する。

- 2 経営トップは、安全統括管理者及び運航管理者の意見を聴いて運航管理員を解任する。
- 3 経営トップは、安全統括管理者及び運航管理者の推薦により副運航管理者を選任する。
- 4 経営トップは、安全統括管理者及び運航管理者の意見を聴いて副運航管理者を解任する。

第13条（運航管理者代行及び副運航管理者代行の指名）

運航管理者及び副運航管理者は、運航管理補助者の中から運航管理者代行又は副運航管理者代行を指名しておくものとする。

- 2 前項の場合において、運航管理者及び副運航管理者は、それぞれ2人以上の者を順位を付して指名することができる。

第5章 安全統括管理者及び運航管理者等の勤務体制

第14条（安全統括管理者の勤務体制）

安全統括管理者は、常時連絡できる体制になければならない。

- 2 安全統括管理者がその職務を執ることができないときは経営トップが職務を執るものとする。

第15条（運航管理者の勤務体制）

運航管理者は、船舶が就航している間は、原則として本社に勤務するものとし、船舶の就航中に職場を離れるときは運航管理員と常時連絡できる体制になければならない。

- 2 運航管理者は、前項の連絡の不能その他の理由により、その職務を執ることができないと認めるときは、あらかじめ運航管理者代行にその職務を引継いでおくものとする。ただし、引継ぎ前に運航管理者と本社の運航管理員との連絡が不能となったときは、連絡がとれるまでの間、第13条第2項の順位に従い運航管理者代行が自動的に運航管理者の職務を代行するものとする。

第16条（副運航管理者の勤務体制）

副運航管理者は、自己の勤務する営業所の管理する区域内に船舶が就航している間は、原則として営業所に勤務するものとし、当該区域内に船舶が就航している間に職場を離れるときは、当該営業所の運航管理補助者と常時連絡できる体制になければならない。

- 2 副運航管理者は、前項の連絡の不能その他の理由により、その職務を執ることができないと認めるときは、あらかじめ副運航管理者代行にその職務を引継いでおくものとする。ただし、引継ぎ前に副運航管理者と運航管理補助者との連絡が不能となったときは、連絡がとれるまでの間、第13条第2項の順位に従い副運航管理者代行が自動的に運航管理者の職務を代行するものとする。

第6章 安全統括管理者及び運航管理者等の職務及び権限

第17条（安全統括管理者の職務及び権限）

安全統括管理者の職務及び権限は、次のとおりとする。

- (1) 安全マネジメント態勢に必要な手段及び方法を確立し、実施し、維持すること。
- (2) 安全マネジメント態勢の課題又は問題点を把握するために、安全重点施策の進捗状況、情報伝達及びコミュニケーションの確保、事故等に関する報告、是正措置及び予防措置の実施状況等、安全マネジメント態勢の実施状況及び改善の必要性の有無を経営トップへ報告し、記録すること。
- (3) 関係法令の遵守と安全最優先の原則を当社内部へ徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。

第18条（運航管理者の職務及び権限）

運航管理者の職務及び権限は、次のとおりとする。

- （1）この規程の次章以下に定める職務を行うほか、船長の職務権限に属する事項を除き、船舶の運航の管理その他の輸送の安全の確保に関する業務全般を統轄し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施の確保を図ること。
- （2）船舶の運航全般に関し、船長と協力して輸送の安全を確保すること。
- （3）運航管理員及び陸上作業員を指揮監督すること。

2 運航管理者の職務及び権限は、法令に定める船長の職務及び権限を侵し、又はその責任を軽減するものではない。

第19条（副運航管理者の職務）

副運航管理者は、自己の勤務する本社又は営業所の管理する区域内にある船舶の運航の管理に関して、運航管理者を補佐するとともに、運航管理者の指導を受けて次の事項を分担する。

- （1）気象・海象に関する情報、旅客数及び車両数、港内事情その他船舶の運航の管理のために必要な情報の収集並びに船長への伝達
- （2）運航基準図の作成又は改定のための資料の収集
- （3）陸上における危険物その他旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いに関する作業の指揮監督
- （4）陸上における旅客の乗下船、車両の積み込み及び陸揚げ並びに船舶の離着岸の際における作業の指揮監督並びに船舶上におけるこれらの作業に関する船長への助言
- （5）陸上施設の点検及び整備
- （6）旅客等が遵守すべき事項等の周知

第20条（運航管理補助者の職務）

運航管理補助者は、運航管理員の中から運航管理者及び副運航管理者が指名するものとし、運航管理者又は副運航管理者を補佐するほか、運航管理者又は副運航管理者がその職務を執行できないときは、第13条第2項の順位に従い、その職務を代行する。

第7章 安全管理規程の変更

第21条（安全管理規程の変更）

安全統括管理者又は運航管理者は、それぞれの職務に関し、関係法令の改正、社内組織又は使用船舶の変更、航路の新設又は廃止等この規程の内容に係る事項に常に留意し、当該事項に変更が生じたときは、遅滞なく規定の変更を発議しなければならない。

- 2 安全統括管理者又は運航管理者は、前項の発議をしようとするときは、船長の意見を十分に聴取しなければならない。
- 3 経営トップは、第1項の発議があったときは、関係部（課）の責任者の意見を参考として規定の変更を決定する。

第8章 運航計画、配船計画及び配乗計画

第22条（運航計画及び配船計画の作成及び改定）

運航計画又は配船計画を作成又は改定する場合は、業務部が原案を作成し、運航管理者の安全上の同意を得て、社長が決定する。

- 2 業務部は、前項の計画が決定された場合は運航管理者に通報しなければならない。
- 3 運航管理者は、第1項の同意に際しては、次の事項についてその安全性を検討するものとする。
 - (1) 使用船舶の構造、設備及び性能
 - (2) 陸上施設の構造、設備及び性能
 - (3) 使用船舶と陸上施設の適合性
 - (4) 使用港の港勢並びに航路の自然的性質及び交通状況
 - (5) 運航ダイヤ
 - (6) その他輸送の安全の確保上必要と認める事項

第23条（配乗計画の作成及び改定）

配乗計画を作成又は改定する場合は、業務部が原案を作成し、運航管理者の安全上の同意を得て、社長が決定する。

- 2 業務部は、前項の計画が決定された場合は運航管理者に通報しなければならない。
- 3 運航管理者は、第1項の同意に際しては、次の事項についてその安全性を検討するものとする。
 - (1) 法定乗組員並びに法定乗組員以外の乗組員及び予備員が適正に確保されていること。
 - (2) 航路に関する気象・海象、地形、障害物、交通事情等に精通した船舶職員が乗組むこととなっていること。
 - (3) その他輸送の安全の確保上必要と認める事項

第24条（運航計画、配船計画及び配乗計画の臨時変更）

運航計画又は配船計画を臨時に変更する必要がある場合は、業務部が原案を作成し、運航管理者の安全上の同意を得て社長が決定する。配乗計画を臨時に変更しようとする場合も、業務部が同様の措置を講じたのち、社長が決定する。

- 2 業務部及び総務部は、前項の計画が決定された場合は運航管理者に通報しなければならない。
- 3 船舶、陸上施設又は港湾の状況が船舶の運航に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合は、運航管理者及び船長は協議により運航休止、寄港地変更等の運航計画又は配船計画の臨時変更の措置をとらなければならない。

第9章 運航の可否判断

第25条（運航の可否判断）

船長は、適時、運航の可否判断を行い、気象・海象が一定の条件に達したと認めるとき又は達するおそれがあると認めるときは、運航中止の措置をとらなければならない。

- 2 船長は、運航中止に係る判断を行うにあたって、自ら直ちに判断することが困難で詳細な検討を行う必要があると認めるときは、運航管理者と協議するものとする。
- 3 前項の協議において両者の意見が異なるときは、運航を中止しなければならない。
- 4 船長は、運航中止の措置をとったときは、速やかに、その旨を運航管理者に連絡しなければならない。
- 5 運航管理者は、船長が運航中止の措置又は運航の継続措置をとったときは、速やかに、その旨を安全統括管理者へ連絡しなければならない。
- 6 運航中止の措置をとるべき気象・海象の条件及び運航中止の後に船長がとるべき措置については、運航基準に定めるところによる。

第26条（運航管理者の指示）

運航管理者は、運航基準の定めるところにより運航が中止されるべきであると判断した場合において、船長から運航を中止する旨の連絡がないとき又は運航する旨の連絡を受けたときは、船長に対して運航中止を指示するとともに、安全統括管理者へ連絡しなければならない。

- 2 運航管理者は、いかなる場合においても船長に対して発航、基準航行の継続又は入港を促し若しくは指示してはならない。

第27条（経営トップ又は安全統括管理者の指示）

経営トップ又は安全統括管理者は、濃霧注意報の発令など運航基準の定めるところにより運航が中止されるおそれがある情報を入手した場合、直ちに、運航管理者へ運航の可否判断を促さなければならない。

- 2 経営トップ又は安全統括管理者は、運航管理者から船舶の運航を中止する旨の連絡があった場合、それに反する指示をしてはならない。
- 3 経営トップ又は安全統括管理者は、船長が運航の可否判断を行ない、運航を継続する旨の連絡が（運航管理者を経由して）あった場合は、その理由を求めなければならない。理由が適切と認められない場合は、運航中止を指示しなければならない。

第28条（運航管理者の援助措置）

運航管理者は、船長から臨時寄港する旨の連絡を受けたときは、当該寄港地における使用岸壁の手配等適切な援助を行うものとする。

第29条（運航の可否判断等の記録）

運航管理者及び船長は、運航中止基準にかかる情報、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の結果等を記録しなければならない。

第10章 運航に必要な情報の収集及び伝達

第30条（運航管理者の措置）

運航管理者は、次に掲げる事項を把握し、(4)及び(5)については必ず、その他の事項については必要に応じ船長に連絡するものとする。

- (1) 気象・海象に関する情報
- (2) 港内事情、航路の自然的性質
- (3) 陸上施設の状況
- (4) 水路通報、港長公示等官公庁の発する運航に関する情報
- (5) 乗船した旅客数及び車両数
- (6) 営業所における乗船待ちの旅客数及び車両数
- (7) 船舶の動静
- (8) その他航行の安全の確保のために必要な事項

第31条（船長の措置）

船長は、次に掲げる場合には必ず運航管理者に連絡しなければならない。ただし、(1)及び(2)については副運航管理者への連絡をもって代えることができる。

- (1) 発航前検査を終え出港するとき
- (2) 運航基準に定められた地点に達したとき
- (3) 入港したとき
- (4) 事故処理基準に定める事故が発生したとき
- (5) 運航管理計画又は航行の安全に係わりを有する船体、機関その他設備等に修理又は整備を必要とする事態が生じたとき

2 船長は、次に掲げる事項の把握に努め必要に応じ運航管理者に連絡するものとする。

- (1) 気象・海象に関する情報
- (2) 障害物（浮遊物）及び鯨類の目撃に関する情報
- (3) 海上保安官署、航行中の他の船舶より発せられる運航に関する情報等
- (4) その他航行中の水路の状況

第32条（運航基準図）

運航管理者は、運航基準図を各航路及び各船ごとに作成しなければならない。

- 2 運航管理者は、前項の運航基準図の作成に際しては、船長と十分協議するものとする。
- 3 運航基準図に記載すべき事項は、運航基準に定めるところによる。

第 1 1 章 輸送に伴う作業の安全の確保

第 3 3 条（作業体制）

運航管理者は陸上従業員の中から陸上作業員を、船長は乗組員の中から船内作業員を指名する。

- 2 運航管理者は、陸上作業員の中から作業指揮者（以下「陸上作業指揮者」という。）を指名する。
- 3 船長は、船内作業員の中から作業指揮者（以下「船内作業指揮者」という。）を指名する。
- 4 陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、それぞれ陸上作業及び船内作業を指揮するとともに、両者緊密な連携の下に輸送の安全の確保に努めなければならない。
- 5 作業員の具体的配置、陸上作業指揮者及び船内作業指揮者の所掌その他の作業体制については作業基準に定めるところによる。

第 3 4 条（危険物等の取扱い）

危険物その他の旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いは、法令及び作業基準に定めるところによる。

第 3 5 条（旅客の乗下船等）

旅客の乗船及び下船、車両の積込み、積付け及び陸揚げ並びに船舶の離着岸時の作業については作業基準に定めるところによる。

第 3 6 条（車両区域の立入制限）

船長は、原則として、離岸後着岸するまでの間、次に掲げる自動車の運転者又は監視人以外の旅客が車両区域に立入ることを禁止する措置を講じなければならない。

- (1) 危険物積載車
 - (2) 家畜等積載車（家畜その他の動物の給飼、監視を必要とする場合に限る。）
 - (3) ミキサー車又は保冷車等（車両区域に電源設備がない等の理由でエンジンを作動させることが真にやむを得ない場合に限る。）
- 2 船長は、やむを得ず旅客（前項各号の自動車の運転者又は監視人を除く。）を車両区域に立入らせる場合は、乗組員を立合わせるものとする。

第 3 7 条（船内巡視）

船長は、法令及び作業基準に定めるところにより、乗組員をして旅客区域、車両甲板その他必要と認める場所を巡視させ、法令及び運送約款に定める旅客等が遵守すべき事項の遵守状況その他異常の有無を確認させなければならない。

- 2 船内巡視員は、異常を発見したときは船長の指示を受けて所要の措置を講じなければならない。ただし、急を要する場合であって船長の指示を受ける時間的余裕がないときは、適切な措置を講ずるとともに、速やかに船長に報告するものとする。

第 3 8 条（旅客等の遵守すべき事項等の周知）

運航管理者及び船長は、法令及び作業基準に定めるところにより、それぞれ陸上及び船内において旅客等の遵守すべき事項及び注意すべき事項の周知徹底を図らなければならない。

第39条（飲酒等の禁止）

安全統括管理者等は、アルコール検知器を用いたアルコール検査体制を構築しなければならない。

- 2 乗組員は、飲酒等の後、正常な当直業務ができるようになるまでの間及びいかなる場合も呼気1リットル中のアルコール濃度が0.15 mg以上である間、当直を実施してはならない。
- 3 船長は、乗組員が飲酒等の後、正常な当直業務ができるようになるまでの間及びいかなる場合も呼気1リットル中のアルコール濃度が0.15 mg以上である間、当直を実施させてはならない。

第12章 輸送施設の点検整備

第40条（船舶検査結果の確認）

運航管理者は、船舶が法令に定める船舶検査を受検したときは、当該検査の結果を確認しておくものとする。

第41条（船舶の点検整備）

船長は、次の設備、装置等について点検簿を作成し、それに従って、原則として毎日1回以上点検を実施するものとする。ただし、当日、発航前検査を実施した事項については、点検を省略することができる。

- (1) 船体
- (2) 機関
- (3) 排水設備
- (4) 操舵設備
- (5) 係船設備
- (6) 揚錨設備
- (7) 救命設備
- (8) 消防設備
- (9) 無線設備
- (10) 脱出設備
- (11) 非常用警報設備
- (12) 照明設備
- (13) 航海用具
- (14) 乗降用施設
- (15) 放送設備
- (16) その他（衛生設備、掲示板等）

- 2 船長は、前項の点検中、異常を発見したときは、直ちに運航管理者に次の事項を報告（副運航管理者を経由する場合を含む。）するものとする。

- (1) 異常のある個所（次号に掲げるものを除く。）及びその状況並びにそれに対して講じた措置
- (2) 乗組員のみでは修復整備できない異常のある個所及びその状況

- 3 運航管理者は、前項の報告を受けたときは、直ちに業務部に対し、当該状況を通報し、乗組員が行った措置に対する検討又は修復整備を求めるものとする。

第42条（陸上施設の点検整備）

運航管理者は、陸上施設点検簿に基づいて毎日1回以上次の施設等の点検を実施するものとする。

- (1) 係留設備（防舷材、ビット、岸壁等）
- (2) 船客待合所（消火設備、掲示板等）

- 2 運航管理者は、前項の点検で異常の報告があった場合は、直ちにその修復整備を施すものとする。

なお、当該施設が港湾管理者その他の者の管理に属するものである場合は、当該施設の管理者に通知して、その修復整備を求めるものとする。

第13章 海難その他の事故の処理

第43条（事故処理にあたっての基本的態度）

事故の処理にあたっては、次に掲げる基本的態度で臨むものとする。

- (1) 人命の安全の確保を最優先とすること
- (2) 事態を楽観視せず常に最悪の事態を念頭におき措置を講ずること
- (3) 事故処理業務は、すべての業務に優先して実施すること
- (4) 船長の対応措置に関する判断を尊重すること
- (5) 陸上従業員は、陸上でとりうるあらゆる措置を講ずること

第44条（船長のとるべき措置）

船長は、自船に事故が発生したときは、人命の安全の確保のための万全の措置、事故の拡大防止のための措置、旅客の不安を除去するための措置等必要な措置を講ずるとともに、事故処理基準に定めるところにより、事故の状況及び講じた措置を速やかに運航管理者及び海上保安官署等に連絡しなければならない。この場合において措置への助言を求め、援助を必要とするか否かの連絡を行わなければならない。

- 2 船長は、自船が重大かつ急迫の危険に陥った場合又は陥るおそれがある場合は、直ちに遭難通信（遭難信号）又は緊急通信を発しなければならない。

第45条（運航管理者のとるべき措置）

運航管理者は、船長からの連絡等によって事故の発生を知ったとき又は船舶の動静を把握できないときは、事故処理基準に定めるところにより必要な措置をとるとともに、安全統括管理者へ速報しなければならない。

- 2 前項の措置は、47条に定める基準を除き、事故処理基準に定める事故処理組織を指揮して行うものとする。

第46条（経営トップ及び安全統括管理者のとりべき措置）

安全統括管理者は、運航管理者等からの連絡によって事故の発生を知ったときは、事故処理基準に定めるところにより必要な措置をとるとともに、経営トップへ速報しなければならない。

- 2 経営トップ及び安全統括管理者は、事故状況、被害規模等を把握・分析し、適切に対応措置を講じなければならない。また、現場におけるリスクを明確にし、必要な対応措置を講じなければならない。

第47条（非常対策本部）

経営トップは、事故の規模あるいは事故の及ぼす社会的影響が大きいため、全社的体制でこれを処理する必要があると認めるときは、事故処理基準に定める非常対策本部を発動し、これを指揮して行うものとする。

第48条（通信の優先処理）

事故関係の通信は、最優先させ、迅速かつ確実に処理されなければならない。通信運用の責任者は、あらかじめ事故時の通信回線の確保及び統制のための手引きを定めておき、事故処理に際しては、速やかに通信回線の確保及び統制のために必要な措置をとらなければならない。

第49条（関係官署への報告）

運航管理者は、事故の発生を知ったときは、速やかに関係運輸局（神戸運輸管理部及び沖縄総合事務局を含む。以下「運輸局等」という。）及び海上保安官署にその概要及び事故処理の状況を報告し助言を求めなければならない。

第50条（事故調査委員会）

経営トップは、事故の原因及び事故処理の適否を調査し、事故の再発防止及び事故処理の改善に資するため、必要に応じ事故処理委員会を設置するものとする。

- 2 事故調査委員会の構成は、事故処理基準に定めるところによる。

第14章 安全に関する教育、訓練及び内部監査等

第51条（安全教育）

安全統括管理者及び運航管理者は、業務部と協力して運航管理員、陸上作業員、乗務員、安全管理に従事する者、内部監査を担当する者に対し、安全管理規程（運航基準、作業基準、事故処理基準及び地震対策基準を含む。）、船員法及び海上衝突予防法の関係法令その他運送の安全を確保するために必要と認められる事項について理解しやすい具体的な安全教育を定期的に実施し、その周知徹底を図らなければならない。

- 2 運航管理者は、航路の状況、海難その他の事故及びインシデント（事故等の損害を伴わない危険事象）事例を調査研究し、随時又は前項の教育に併せて乗務員に周知徹底を図るものとする。

第52条（操練）

船長は、法令に定める操練を行ったときは、その実施状況を運航管理者に報告するものとする。

第53条（訓練）

安全統括管理者及び運航管理者は、経営トップの支援を得て事故処理に関する訓練を計画し、年1回以上これを実施しなければならない。訓練は、全社的体制で処理する規模の事故を想定した実践的なものとする。

この場合、前条の操練は当該訓練に併せて実施することができる。

- 2 訓練の前後には打合せを行ない、特記事項があれば経営トップへ意見具申する。

第54条（記録）

運航管理者は、前3条の教育等を実施したときは、その概要を記録簿に記録しておくものとする。

第55条（内部監査及び見直し）

内部監査を行う者は、経営トップの支援を得て関係者とともに年1回以上船舶及び陸上施設の状況並びに安全管理規程の遵守状況の他、安全マネジメント態勢全般にわたり内部監査を行うものとし、船舶の監査は停泊中及び航海中の船舶について行うものとする。さらに、重大事故が発生した場合には速やかに実施する。

- 2 内部監査にあたっては、経営トップは、その重要性を社内に周知徹底する。
- 3 内部監査を行うに際し、安全マネジメント態勢の機能全般に関し見直しを行い、改善の必要性、実施期間について評価し、改善に向け作業する。
- 4 内部監査及び見直しを行なったときは、その内容を記録する。
- 5 内部監査を行う者は、安全統括管理者及び運航管理者等が業務の監査を行うほか、特に陸上側の安全マネジメント態勢については、監査の客観性を確保するため当該部門の業務に従事していない者が監査を行う。

第15章 雑則

第56条（安全管理規程等の備付け等）

安全統括管理者及び運航管理者は、それぞれの職務に応じ、安全管理規程（運航基準、作業基準、事故処理基準及び地震防災対策基準を含む。）及び運航基準図を船舶、営業所その他必要とみられる場所に、容易に閲覧できるよう備付けておかなければならない。

- 2 安全マネジメント態勢を確立し、実施し、維持するために、それぞれの職務に関し作成した各種文章はそれぞれの職務に応じ適切に管理する。

第57条（情報伝達）

安全統括管理者は、パソコン、社内LAN等を活用した輸送の安全の確保に関する情報のデータベース化を行うとともに容易なアクセス手段を用意する。

- 2 輸送の安全に係る運航・整備等輸送サービスの実施に直接携わる部門が、現場の顕在的課題、潜在的課題等を、経営トップへ直接上申する手段（目安箱、社内メール等）を用意する。
- 3 安全統括管理者は前項の上申又はその他の手段他により安全にかかる意見等の把握に努め、その検討、実現反映状況等について社内へ周知する。
- 4 安全統括管理者は、輸送の安全を確保するために講じた措置を敵宜の方法により外部に公表しなければならない。また、輸送の安全にかかる情報を適時、外部に対して公表する。

付則

この規程は、令和8年4月1日より実施する。

運 航 基 準

多度津～佐柳航路

令和8年1月1日

目次

第1章	目的・・・・・・・・・・	1
第2章	運航の可否判断・・・・・・・・	1
第3章	船舶の航行・・・・・・・・	3

たどつ汽船株式会社

第1章 目的

第1条(目的)

この基準は、安全管理規程に基づき、多度津～佐柳航路の船舶の運航に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。

第2章 運航の可否判断

第2条(発航の可否判断)

船長は、発航前に運航の可否判断を行い、発港地港内の気象・海象が次に掲げる条件のーに達していると認めるときは、発航を中止しなければならない。

フェリー

気象・海象 港 名	風速	波高	視程
多度津	15m/s 以上	1.5m 以上	500m 以下
高見	10m/s 以上	1.0m 以上	500m 以下
本浦	10m/s 以上	1.0m 以上	500m 以下
長崎	10m/s 以上	1.0m 以上	500m 以下

旅客船

気象・海象 港 名	風速	波高	視程
多度津	10m/s 以上	1.0m 以上	500m 以下
高見	10m/s 以上	1.0m 以上	500m 以下
本浦	10m/s 以上	1.0m 以上	500m 以下
長崎	8m/s 以上	1.0m 以上	500m 以下

- 2 船長は、発航前において、航行中に遭遇する気象・海象(視程を除く。)に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達するおそれがあるときは、発航を中止しなければならない。

フェリー

風速 15m/s 以上	波高 1.5m 以上
-------------	------------

旅客船

風速 10m/s 以上	波高 1.0m 以上
-------------	------------

- 3 船長は、発航前において、当該発航港に近接した海域における視程に関する情報を確認し、それぞれ次に掲げる条件に達していることが観測され又は達するおそれがあると認めるときは、発航を中止しなければならない。

発航港 \ 海域及び視程	発航港に近接した海域	視 程
多度津 高見 本浦 長崎	この航路の 全海域	500m 以下

- 4 船長は、前3項の規程に基づき発航の中止を決定したときは、旅客の下船、保船措置その他の適切な措置をとらなければならない。

第3条(基準航行の可否判断)

船長は、基準航行を継続した場合、船体の動揺等により旅客の船内における歩行が著しく困難となるおそれがあり、又は搭載貨物、搭載車両の移動、転倒等の事故が発生するおそれがあると認めるときは、基準航行を中止し、減速、適宜の変針、基準経路の変更その他適切な措置をとらなければならない。

- 2 前項に掲げる事態が発生するおそれのあるおおよその海上模様及び船体動揺は、次に掲げるとおりである。

フェリー

風 速	波 浪
13m/s 以上 (船首尾方向の風を除く。)	波高 1.2m 以上

旅客船

風 速	波 浪
10m/s 以上 (船首尾方向の風を除く。)	波高 1.0m 以上

- 3 船長は、航行中、周囲の気象・海象(視程を除く。)に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、目的港への航行の継続を中止し、反転、避泊又は臨時寄港の措置をとらなければならない。ただし、基準経路の変更により目的港への安全な航行の継続が可能と判断されるときは、この限りでない。

フェリー

風速 15m/s 以上	波高 1.5m 以上
-------------	------------

旅客船

風速 10m/s 以上	波高 1.0m 以上
-------------	------------

- 4 船長は、航行中、周囲の視程に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達したと認めるときは、基準航行を中止し、当直体制の強化及びレーダーの有効利用を図るとともにその時の状況に適した安全な速力とし、状況に応じて停止、航路外錨泊又は基準経路変更の措置をとらなければならない。

視 程 500m以下

- 5 船長は、次に掲げる海域を航行中、周囲の視程に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達したと認めるときは、目的港への航行の継続を中止し、停止又は航路外錨泊の措置をとらなければならない。ただし、圧流による座礁、他船との接近、衝突等の危険を避けるためやむを得ない場合は、この限りではない。

特定海域	視 程
この海域の全海域	500m以下

第4条(入港の可否判断)

船長は、入港予定地港内の気象・海象に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、入港を中止し、適宜の海域での錨泊、抜港、臨時寄港その他の適切な措置をとらなければならない。

フェリー

港 名 \ 気象・海象	風速	波高	視程
多度津	15m/s 以上	1.5m 以上	500m 以下
高見	10m/s 以上	1.0m 以上	500m 以下
本浦	10m/s 以上	1.0m 以上	500m 以下
長崎	10m/s 以上	1.0m 以上	500m 以下

旅客船

港 名 \ 気象・海象	風速	波高	視程
多度津	10m/s 以上	1.0m 以上	500m 以下
高見	10m/s 以上	1.0m 以上	500m 以下
本浦	10m/s 以上	1.0m 以上	500m 以下
長崎	8m/s 以上	1.0m 以上	500m 以下

第3章 船舶の航行

第5条(航海当直配置等)

船長は、運航管理者と協議して次の配置を定めておくものとする。変更する場合も同様である。

- (1) 出入港配置
- (2) 狭視界出入港配置
- (3) 通常航海当直配置
- (4) 狭視界航海当直配置
- (5) 荒天航海当直配置
- (6) 狭水道航行配置

第6条(運航基準図等)

運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。

なお、運航管理者は、当該事項のうち必要と認める事項について運航基準図の分図、別表等を作成して運航の参考に資するものとする。

- (1) 起点、終点及び寄港地の位置並びにこれら相互間の距離
- (2) 航行経路(針路、変針点、基準経路の名称等)
- (3) 標準運航時刻(起点、終点及び寄港地の発着時刻並びに主要地点通過時刻)
- (4) 船長が甲板上の指揮をとるべき狭水道等の区間
- (5) 通航船舶、漁船等により、通常、船舶がふくそうする海域
- (6) 船長が運航管理者と連絡をとるべき地点
- (7) 航行経路付近に存在する浅瀬、岩礁等航行の障害となるものの位置
- (8) その他航行の安全を確保するために必要な事項

- 2 船長は、基準経路、第2条第3項の近接海域、第3条第5項の海域、避険線その他必要と認める事項を常用海図に記入して航海の参考に資するものとする。

第7条(基準経路)

基準経路は、運航基準図に記載のとおり、常用(第1)基準経路及び第2基準経路とする。

- 2 基準経路の使用基準は、次表のとおりとする。

名 称	使 用 基 準
常用(第1)基準経路	周 年
第2基準経路	西ないし、北西及び南西の風が強い場合

- 3 船長は、第2基準経路を航行しようとするときは、発航前に運航管理者に、その旨連絡しなければならない。
- 4 船長は、気象・海象等の状況により、基準経路以外の経路を航行しようとするときは、事前に運航管理者と協議しなければならない。ただし、緊急の場合であって事前に協議できないときは、速やかに変更後の経路を運航管理者に連絡するものとする。
- 5 運航管理者は、前項の協議又は連絡を受けたときは、当該経路の安全性について十分検討し、必要な助言又は援助を与えるものとする。

第8条(速力基準等)

速力基準は、次表のとおりとする。

区分		全速	半速	微速	航海速力
船名	新なぎさ2				
	機関回転数	1350	1071	850	1100
	速力	12.2	10.3	6.5	10.5
ニュー おおとり	機関回転数	2600	2064	650	2510
	速力	25.0	13.0	6.0	21.0
ぷりんす	機関回転数	2700	2076	750	2480

	速力	25.5	17.9	6.0	23.0
第二十七 ゆうわ	機関回転数	2300	1700	900	2100
	速力	21.0	18.0	7.0	22.0

- 2 船長は速力基準表を船橋内及び機関室の操作する位置から見易い場所に掲示しなければならない。
- 3 船長は、旋回性能、惰力等を記載した操縦性能表を船橋に備付けておかなければならない。

第9条(船長が甲板上の指揮をとるべき海域等)

船長は、法令に定めるとき及び次に掲げる海域を航行するときは、甲板にあって自ら船舶を指揮しなければならない。

(1) 備讃瀬戸南・北航路

第10条(特定航法)

備讃瀬戸南・北航路の航法

- (1) 備讃瀬戸南・北航路を横断するときは海上交通安全法による直角に横断すること。尚、航路内の航行船舶の状況により充分注意し速やかに横断しなければならない。

第11条(通常連絡等)

運航管理者は、航行に関する安全情報等船長に連絡すべき事項が生じた場合は、その都度速やかに連絡するものとする。

第12条(連絡方法)

船長と運航管理者又は運航管理補助者との連絡は、次の方法による。

区分		連絡先	連絡方法
(1)	通常の場合	当該船舶が航行又は停泊している地点を管理する多度津営業所、本社又は笠岡営業所	携帯電話
(2)	緊急の場合	多度津営業所、本社、又は笠岡営業所	携帯電話

第13条(入港連絡等)

船長は、入港10分前になったときは、副運航管理者に入港予定時刻を連絡するものとする。

第14条(機器点検)

船長は、港内入港前に付近の安全な海域において機関の後進、舵等に点検を実施する。一日に何度も入出港を繰り返す場合も同様である。

第 15 条(記録)

船長及び運航管理者は、基準航路の変更に関して協議を行った場合は、その内容を航海日誌、運航管理日誌に記録するものとする。

作 業 基 準

令和 8 年 4 月 1 日

目次

第 1 章	目的	1
第 2 章	作業体制	1
第 3 章	危険物の取扱い	2
第 4 章	乗下船作業	2
第 5 章	旅客の遵守事項の周知	6

たどつ汽船株式会社

第1章 目的

第1条（目的）

この基準は、安全管理規程に基づき、多度津～佐柳航路の作業に関する基準を明確にし、もって輸送に関連する作業の安全を確保することを目的とする。

第2章 作業体制

第2条（作業体制）

多度津港（船首着けのときの綱取係は船内作業員が行う）における陸上作業員及び船内作業員の配置は、次の区分による。

同港以外の各港においては、船長が船内作業員を指揮し、乗下船する旅客、車両の誘導、離着岸時における陸上作業を行う。

（1）陸上作業

- | | |
|----------------------------|------|
| ①乗下船する車両の誘導・・・・・・・・・・車両誘導係 | } 1名 |
| ②乗下船する旅客の誘導・・・・・・・・・・旅客誘導係 | |
| ③船舶の着岸時の綱取り・綱放し・・・・・・・・綱取係 | |

（2）船内作業

- | | |
|----------------------------|------|
| ①乗下船する車両の誘導・・・・・・・・・・車両誘導係 | } 2名 |
| ②乗下船する旅客の誘導・・・・・・・・・・旅客誘導係 | |
| ③車止めの取付け・取外し・・・・・・・・・・固縛係 | |

2 陸上作業員は、作業現場にあつては制服を着用、又は腕章等の標識をつけ、その所在を明確にしておくものとする。

第3条（陸上作業指揮者の所掌）

運航管理者は陸上作業員を指揮して陸上における次の作業を行う。但し、多度津港（船首着けのときの綱取係は船内作業員が行う）以外の各港においては、船長が船内作業員を指揮して行う。

- （1）乗船待機中の旅客及び車両の整理
- （2）乗下船する旅客及び車両の誘導
- （3）船舶の離着岸時の綱取り、綱放し
- （4）その他旅客及び車両の乗下船に関する作業

第4条（船内作業指揮者の所掌）

船内作業指揮者は、船長の命を受け、船内作業員を指揮して船舶上における次の作業を行う。

- （1）旅客及び車両の乗下船時の誘導並びに車両の積み付け
- （2）船舶の離着岸時における旅客及び車両乗降用施設の操作
- （3）その他旅客の乗下船に関する作業

第3章 危険物の取扱い

第5条（危険物の取扱い）

危険物の取扱いは、危険物船舶運送及び貯蔵規則等関係法令に定めるところによるほか次によるものとする。

- (1) 陸上作業指揮者は、危険物運送の申込があったときは、直ちに、当該危険物の分類・品目・数量・容器及び包装を確認し、運航管理者又は運航管理補助員に報告すること。
 - (2) 運航管理者又は運航管理補助員は、報告のあった当該危険物運送が法令等に適合するものか否かを確認し、法令等に適合しないときは、運送の引き受けを拒絶しなければならない。
 - (3) 運航管理者又は運航管理補助員は、報告のあった当該危険物運送が法令等に適合するものであるときは、船舶への積載方法について船長と協議して陸上作業指揮者に指示し、船内作業指揮者に連絡すること。
 - (4) 運航管理者又は運航管理補助員は、運送を引き受けた危険物が車両に積載されているものであるときは、当該危険物の車両への積載状況を点検のうえ、船舶への積載方法について前項の措置を講ずること。
- 2 刀剣・銃器・兵器その他旅客の安全を害するおそれのある物品（以下「刀剣等」という。）の取扱いは、次によるものとする。
- (1) 陸上作業指揮者は、刀剣等の運送の申し込みがあったときは、直ちに、運航管理者又は運航管理補助員に当該刀剣等の品名及び数量を報告すること。
 - (2) 運航管理者又は運航管理補助員は、報告のあった当該刀剣等について、運送を拒絶し、又は一定の条件を付して運送を引き受けるよう陸上作業指揮者に指示すること。ただし、運送を引き受ける場合であっても、原則として客室に持ち込むことは、拒絶しなければならない。
- 3 陸上作業指揮者又は船内作業指揮者は、旅客の手荷物及び小荷物、車両の積載貨物その他の物品が前2項の危険物等に該当するおそれがあると認めるときは、運航管理者又は運航管理補助員、若しくは船長の指示を受けて、運送申込人の立会のもとに点検し、必要な措置を講ずるものとする。
- 4 船長及び陸上作業指揮者は、前3項の措置を講じたときは、その状況を運航管理者又は運航管理補助員に報告するものとする。

第4章 乗下船作業

第6条（乗船待ちの旅客及び車両の整理）

陸上作業員は、乗船待ちの旅客等が船舶の離着岸作業、乗下船する車両により危害を受けないよう、所定の場所に整理し待機させる等安全の確保

に努める。

- 2 陸上作業員は、乗船待ち車両を車種別に区別し、下船する旅客及び車両の通行に支障とならないよう所定の場所に駐車させる。
- 3 陸上作業員は、貨物積載車両を点検し、積み付け又は固縛の状況が不良と認められるものについては、運航管理者又は運航管理補助員に報告してその指示を受け、当該車両の運転者に積み付けの是正又は再固縛若しくは増固縛を行なわせる。点検に際しては重量貨物又は嵩高貨物積載車については、特に留意するものとする。
- 4 陸上作業員は、駐車中の車両を点検し、燃料漏れの車両があるときは、運航管理者又は運航管理補助員に報告してその指示を受け、積み込みまでに修理させ又は乗船を拒否するものとする。

第7条（乗船準備作業）

陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、旅客の乗船及び車両の積み込み作業に関し十分な打ち合わせを行い、各作業員に乗船作業開始時刻を周知する。多度津港において、3便は原則として、旅客については離岸20分前、車両については離岸10分前から作業を開始する。

- 2 旅客誘導係は、旅客が安全に乗船できると確認した後、船長に乗船開始の合図をする。

第8条（旅客の乗船）

旅客誘導係は、船長から乗船開始の合図を受けた後、旅客の乗船を開始し、旅客を乗船口から船内に誘導する。

- 2 陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、乗船旅客数（無料幼児を含む。）を把握し、旅客定員を超えていないことを確認して、運航管理又は運航管理補助員及び船長にそれぞれ報告する。

第9条（車両の積み込み）

船内作業指揮者は、船長から積み込み開始の合図を受けた後、車両の積み込みを開始する。この場合、既に車両を離れ、客室に移動しつつある乗車人（以下「航送旅客」という。）の安全に十分注意しなければならない。

- 2 車両誘導係は、乗車人に対し禁煙及びサイドブレーキの掛け忘れ防止を指示する。
- 3 車両誘導係は、乗船した車両の中に燃料漏れを発見した場合は、船長に報告して下船の措置をとるものとする。
- 4 車両誘導係は、航送旅客を客室の通路へ安全に誘導する。

第10条（自動車の積付け等）

自動車の積付けは次のとおりとする。

- (1) 自動車の負担重量を平均するよう搭載すること。

- (2) 自動車列の両側に幅 60 cm以上の通路を船首尾方向に設けること。
- (3) 船首尾両端を除き、横方向に幅 1 m以上の通路を 1 条以上設けること。

2 船内車両誘導係員は、車両の積付けの際、次の措置を講ずる。

- (1) 運転者に対してエンジンを止め、灯火装置・ラジオ等の電路系統のすべてのスイッチを切り、サイドブレーキを掛けるように指示し、これらを確認した後下船させ、車両区域にとどまらないように指示すること。
- (2) 前号の規定にかかわらず、危険物積載車の運転者に対して運航管理者又は運航管理補助者、若しくは船長の指示を受けて必要に応じ車両にとどまるよう指示すること。また、ミキサー車・保冷車又は家畜等積載車で、航海中、作業のため車両区域に立入ることの申出があった場合で、真にやむを得ないと認めるときは必要な範囲内で当該作業を認めるものとする。

第 11 条（車止め取付作業）

固縛係員は、すべての自動車について車止めを施す。

- 2 船長は、風速 8 m以上の時には、船内作業指揮者に対し、車止めの増強等を指示する。
- 3 船内作業指揮者は、作業が完全に行われたことを確認する。

第 12 条（離岸準備作業）

船内作業指揮者は、旅客の乗船及び搭載予定車両の積込みが終了したときは、船内作業員を指揮してランプウェイを収納する。

- 2 船内作業指揮者は、車両の積込みが終了したときは、作業員を指揮して航送旅客（第 10 条に定める危険物積載車・ミキサー車・保冷車又は家畜等積載車の運転者又は監視人を除く。）が車両区域内に残留していないことを確認した後、旅客区域と車両区域間の通路又は昇降口を遮断する。
- 3 船内作業指揮者は、前各項の作業が終了したときは、次に掲げる事項を速やかに船長に報告する。
 - (1) 乗船旅客数及び積載車両数
 - (2) 第 10 条第 2 項第 2 号の措置をした場合は、その状況（車種・人員等）

第 13 条（離岸作業）

陸上作業指揮者は、離岸作業終了後、見送り人等が離岸作業により危害を受けないよう退避させ、岸壁上の状況が離岸に支障ないことを確認して、その旨を船内作業指揮者に連絡する。

- 2 船長は、すべての出港準備作業が完了したことを確認したならば、他の船舶の動静その他周囲の状況が出港に支障のないことを確認のうえ、係留索を放させ慎重に離岸・出港する。
- 3 陸上作業指揮者は、船長の指示により綱取係員を指揮して迅速、確実に係留索を放す。

第 14 条（船内巡視）

船内巡視は、別紙「船内巡視実施要領」に定める要領により実施する。

- 2 船長は、荒天等のため臨時の巡視の必要を認めたときは、臨時船内巡視を実施させる。
- 3 船内巡視員は、異常の有無（安全確保上改善を必要とする事項がある場合は、当該事項を含む。）を船長に報告し、巡視結果を記録する。

第 15 条（着岸作業）

陸上作業指揮者は、綱取係員をして迅速・確実に綱取作業を実施する。

この場合、陸上作業指揮者は、作業員が係留索の発射又は係留索の急緊張等により危害を受けることのないよう十分注意する。

- 2 船内作業員は、船長の指示により迅速・確実に係留作業を実施する。
- 3 船内作業指揮者は、船内の旅客係員を指揮して、船内放送等により着岸の衝撃による旅客の転倒事故を防止するため、旅客へ着席や手すりへの掴まりを指示する。
- 4 綱取係員は迅速・確実に船内作業員へ先ロープを渡し、安全に十分留意する。

第 16 条（係留中の保安）

船長及び運航管理者又は運航管理補助員は、係留中、旅客及び車両の安全に支障のないよう係留方法・ランプウェイの保安に十分留意する。

第 17 条（下船準備作業）

船長は、船体が完全に着岸したことを確認した後、船内作業指揮者に下船のために必要な作業の開始を指示する。

- 2 船内作業指揮者は、前項の指示を受けたときは船内作業員を指揮して、車両区域の出入口を開放する。
- 3 船内作業指揮者は、ランプウェイの架設完了を確認した後、固縛係員を指揮して車両の車止めを取りはずす。
- 4 船内作業指揮者は、船内の旅客係員を指揮して適切な時期に船内放送等により乗客に下船の案内をする。

第 18 条（旅客の下船）

船内の旅客係員は、船内作業指揮者の指揮を受け、車両の下船が完了したことを確認した後、旅客を誘導して下船させる。

第 19 条（車両の陸揚げ）

船内作業指揮者は、船内の旅客係員を指揮して航送旅客の乗車に先立ち船内放送等により次の事項を周知する。

- （１）運転者は、係員の指示に従ってエンジンを始動すること。
- （２）航送旅客は、車両甲板では禁煙を厳守すること。

- 2 船内作業指揮者は、着岸後、船内車両誘導係員を指揮して航送旅客を乗車させる。
- 3 船内作業指揮者は、ランプウェイ及びその付近の状況に異常のないことを確認した後、船内における車両の陸揚げ準備が完了していることを確認し、船内車両誘導係員に車両の陸揚げを開始させる。
- 4 船内車両誘導係員は、車両をランプウェイ上に停止させることのないように誘導する。
- 5 船内作業指揮者は、車両の陸揚げに際しては、船内作業員を指揮してランプウェイ及びその付近並びに陸上構内の安全の確保に当たる。

第 20 条（下船の終了）

旅客の下船及び車両の陸揚げが完了したときは、陸上作業指揮者と船内作業指揮者は相互に連絡を取り作業員を指揮して通路を遮断する。

- 2 陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、旅客及び車両の下船が完了したときは、その旨及び異常の有無を、それぞれ運航管理者又は運航管理補助員及び船長に報告する。

第 21 条（車両の積込み等の中止）

船内作業指揮者及び陸上作業指揮者は、気象・海象の変化その他の理由により、車両の積込み又は陸揚げが危険な状態になったと認めるときは、作業を中断し船長及び運航管理者又は運航管理補助員にその旨通報する。

- 2 船長は、前項の通報を受けたときは、作業現場の状況を確認し、運航管理者又は運航管理補助員と協議して作業を中止するか否かを決定する。
- 3 船長は、作業の中止又は継続を決定したときは、直ちに船内作業指揮者及び陸上作業指揮者にその旨を指示する。

第 5 章 旅客の遵守事項の周知

第 22 条（乗船待ちの旅客に対する遵守事項等の周知）

運航管理者は、乗船待ちの旅客に対して次の事項を掲示等により周知しなければならない。周知事項の掲示は駐車場及び旅客待合所とする。

- (1) 旅客及び車両は、乗下船時、係員の誘導に従うこと。
- (2) 車両は、乗下船時、徐行すること。
- (3) 車両は、乗下船時、乗降中の他の車両の前に割り込まないこと。
- (4) 車両は、乗船時、係員の指示に従いヘッドライトを消灯すること。(夜間)
- (5) 車両甲板における喫煙その他火気の取扱いは禁止されていること。
- (6) 車両甲板は、航行中、立入りが禁止されていること。
- (7) 車両甲板で下車する際は、必ずエンジンを止め、サイドブレーキを掛け、すべてのスイッチを切り、施錠しておくこと。

- (8) 船内においては、船長その他の乗組員の指示に従うこと。
- (9) 船内においては、他人に危害を加えるような行為又は迷惑をかける行為をしないこと。
- (10) その他旅客の安全に関して旅客に周知すべき事項。
(臨時に周知事項が生じた場合の当該事項を含む。)

第 23 条 (乗船旅客に対する遵守事項等の周知)

船長は、旅客が乗船している間、適宜の時間に次の事項を放送等により周知しなければならない。

- (1) 旅客の禁止行為が掲示されている場所及びその主要事項
 - (2) 救命胴衣の格納場所、着用方法
 - (3) 非常の際の避難要領 (非常信号・避難経路等)
 - (4) 車両区域内における注意事項
 - ① 車止め及び固縛装置は自分ではずさないこと。
 - ② エンジンの始動は、係員の指示に従って行うこと。
 - ③ 車両の運転は、乗組員の誘導に従い、徐行すること。
 - (5) 病気・盗難等が発生した場合の乗組員への通報
 - (6) その他旅客が遵守すべき事項
 - ① 下船及び非常の際は、係員の指示に従うこと。
 - ② 航海中、許可なく車両区域に立ち入らないこと。
 - ③ 下船の際は、係員の指示に従って車両区域に入ること。
- 2 船長は、船内の見やすい場所に前項各号の事項を掲示しておかなければならない。